

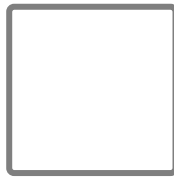
みどりチェック 手続きの流れ

(農林水産省の全補助事業等に対する環境配慮のチェック・要件化)

① 申請



申請時 (します) 報告時 (しました)



R 6 年度予算～ 試行実施開始

事業申請時に、チェックシートをよく読み、該当するすべての項目の「します」欄にチェックを付けて提出します。※



② 取組の実践



R 6 年度予算～ 試行実施開始

事業実施期間中、事業を行う際に、環境負荷低減の取組を実践します。



③ 報告



申請時 (します) 報告時 (しました)

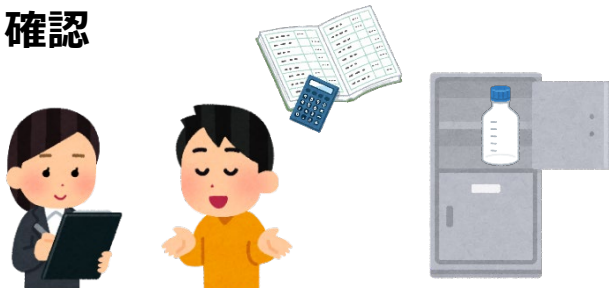


R 7 年度予算～ 試行実施開始

事業の完了報告時に、実践した内容を踏まえ、該当するすべての項目の「しました」欄にチェックを付けて提出します。※



④ 確認



R 7 年度予算～ 試行実施開始

国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により取組内容を確認します。確認の対象者はチェックシートを提出した方の中から一部を抽出して決まります。

※ チェックシートの様式や提出のタイミングは事業によって異なりますので、必ず各事業の要綱・要領をご確認ください。

よくあるご質問について

Q

「みどりチェック」を実践したことを証明するため、**証拠書類が必要ですか？**

A

「みどりチェック」の実施状況については、**聞き取り・目視により確認**することとしています。そのため、**証拠書類は必須ではありません**。
一方で、取組内容に応じて、可能な場合には農薬、肥料、電気・燃料の使用記録等を見せていただきたいと思います。

Q

「みどりチェック」を実践していなかった場合、**どのようなペナルティが課される**のでしょうか。

A

令和8年度までは**試行実施期間**ですので、実践されていない場合でもペナルティ措置は行わず、**改善指導**を行います。
令和9年度以降の本格実施では、複数回にわたる改善指導を行っても改善を見込まれない場合に、ペナルティ措置を実施します。

Q

「検討する」「努める」と書いてある項目は、どこまで取り組めていればよいですか？

A

「検討する」「努める」と書いてある項目については、環境負荷の観点から、**取組の意義を理解し、中長期的にでも良いので、取り組む意思を示していただくことが重要**です。御自身の言葉で、考えを説明していただければかまいません。

Q

現地に確認に来るとのことですが、確認には**誰が来る**のでしょうか？

A

確認には、農林水産省の職員が訪問する予定です。

～「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一步」です。～

▶ 詳しく知りたい方はこちら

農林水産省HPに、業種ごとのチェックシートの解説書やQA集を掲載しています。
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

解説書などはこちらから！



お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎(直通) 03-6744-1865

R8.5月時点